

B級公認審判員への昇任

- (1) C級公認審判員を取得してから4年以上経過した者で、県水連公式・公認大会に16回以上出席した者。
- (2) 3つの部署の主任を務まる者。
- (3) (1)・(2)の条件を満たした者で、各地区水泳協会が申請書様式10で推薦し、常務理事会で承認された者。
- (4) その他常務理事会で承認された者。

競技役員規定

- (1) 県水連公式・公認大会に少なくとも年に1回以上出席し協力する。
(各地区水泳協会で認められた者は除く)
- (2) 競技役員研修会に4年間に1回は必ず出席する。
- (3) その他・協議事項については常務理事会で決定する。